

平成27年度第1回学校給食センター運営審議会 議事録

- 1 日 時 平成27年8月13日（木）午後3時から4時30分
- 2 場 所 第2学校給食センター 2階 会議室
- 3 出席者
委員：12名（別紙のとおり）
（欠席：濱田委員、吉田委員、山元委員、野本委員、山本委員）
（代理出席：多摩府中保健所 鴻丸 裕一 氏（渡部委員代理））
教育部：13名
今永部長、鈴木主幹、山田課長補佐、大井副主幹、鹿島理事、
渡辺所長、堤原主査、小澤主査、青柳主査、石塚主任栄養士、
永瀬栄養士、野勢主任栄養士、菅原事務職員
傍聴者：1名
- 4 内 容
 - (1) 開会 事務局より開会の挨拶
 - (2) 委嘱状交付の説明（事務局）
 - (3) 教育部長挨拶
 - (4) 委員紹介（自己紹介）
 - (5) 事務局紹介（自己紹介）
 - (6) 役員選出
事務局案を提案し、了承された。
会 長……笹川委員（学校長の代表）
副会長……岡本委員（保護者の代表）
*ここで会長、副会長席に移動。
進行役を事務局から会長に交代。
 - (7) 議題

議題1 「府中市学校給食におけるアレルギー対応（案）について」

資料1に基づき事務局より説明。

【質疑応答】

- (委 員) 議事録は公開するのか。
- (事 務 局) 公開する。
- (委 員) 府中の除去食の対応は、病院の患者に聞く機会があるが、卵だけしかやってくれないと半分あきらめているような状況である。本当にこんな時代遅れのようなやり方でいいのか。もう少しこまめな対応が必要ではないか。現場の除去食を食べている子どもに配慮する必要があるのではないか。

- (事務局) 新センターでは除去食対象品目に現在の卵、ナッツ類、果物代替食、飲用牛乳に加え、えび・かにを追加する。
- (委員) 各家庭にアンケート調査を実施したことはないのか。
- (事務局) 今回の施設整備のためには実施していない。毎年保護者からアレルギーに関する届出書の提出があるので、状況は把握している。
- (委員) その中で、卵とナッツだけの除去食対応が良いという判断なのか。
- (事務局) 新センターでは新たにえび・かきの対応も行っていく。
- (委員) 乳製品アレルギー対応を行わず、飲用牛乳だけやるのは中途半端なので、おかしに入ると牛乳も除いてほしい。
また、えび・かきのアレルギーの子どもは、卵とナッツも抜かれた給食となることも問題であると思う。
- (委員) たしかに飲用牛乳だけの除去では意味がないので、乳製品の除去もお願いしたい。
自分の子はピーナッツアレルギーである。そもそも給食でピーナッツは使用されていないが、ピーナッツが入っていないことの確認のため、毎月細案をもらってチェックしている。
細案対応の児童生徒はどのくらいいるのか？
また、えび・かにへの対応を始めることで、全体数に対し何人カバーできるのか、データを示してほしい。具体的な数字がなく、これで良いかと聞かれても、答えようがない。
- (事務局) (平成27年の最新の数値を伝える)
- (委員) 今の数値を聞くと、牛乳・乳製品アレルギーは人数も多いので、乳製品についての除去をしていくべきではないか。
- (事務局) 飲用牛乳だけがだめな子が多く含まれている可能性がある(アレルギー内容では牛乳・乳製品は175人だが、飲用牛乳除去は149人)
- (委員) 「本来あるべき除去食」をもう一度考え直すべき。今やっている除去食対応の延長で考えてはいけない。お金の問題も絡むだろうが、子供にとって最良の方策を考え、そのためにどういう施設や設備にするか決めないとおかしいのではないか。
また、アナフィラキシーの既往歴がある人に除去食を提供しないという考えは、国の指針に反したやり方である。無知であるがゆえに、こんなことをやっている。
- (事務局) 既往歴については「原則」としている。今後は負荷試験を受けるなどして問題がなければ対応することを目指したい。
- (委員) 教育委員会のマニュアルだけでなく、給食が配送された先の配膳や教室での対応がしっかりしていないとだめだと思う。色々なマニュアルを作らなければ、本当の事故は防げない。
- (事務局) 今後、手直ししていきたい。

- (委員) 幼少期に起きたアナフィラキシーショックの既往歴が現在どうなのか、血液検査でわかるのか。
- (委員) 負荷試験といって、実際食べてみないとわからない。
幼少期にショック症状を起こしたような場合、小学校にあがるころには食べられるようになっていくケースもある。
- (委員) 給食で負荷試験をするわけにはいかないが、各家庭からそういう申し出があった時には対応できる体制が必要。また、在学途中で初めて発症するケースや、既往歴のある子が転入してくるケースもあると思うが、どうしているのか。
- (事務局) 初めて発症したケースでは、アレルゲンが判明するまで給食の提供をストップし、判明後、除去対応できるものであれば対応している。今後は緊急時に備え医療機関との連携も強化していきたい。
- (委員) 医療機関との連携というが、市内33校のうち、アレルギー対応委員会はどのくらい設置されているのか。全国でも50%に満たないと聞いているので、そこをまず整備しないと、連携する際の窓口となりえない。調布市の事故から2年半経っているのに、動きが遅いと思う。
- (事務局) アレルギー対応審査会はほぼ全校にあるが、国の指針に合うものの整備を進めていきたい。
- (委員) 緊急時の対応としては、まず救急搬送が第一である。国の対応指針は全国版なので「連携」と記載されているが、都内はこの消防署から救急車が来るかその時によって違うので、ほかの地域とは少し違う。救急救命ができる消防士が来るので、問題ないものと思っている。
- (委員) 新センターの説明で、チェックシートの話があったが、シートを作って終わりではなく、きちんと機能するような仕組みを作らねばならない。また、アレルギーについて詳しく知らない人でも間違いなく作業できるように、食器やトレーの色分け等の配慮はあるのか。
- (事務局) 色分け等、分かりやすくすることを考えている。
- (委員) 配膳から先は学校現場に任せることになるが、必ずしも担任の先生が対応できるわけではないと思う。そのようなときにも間違いが起こらないよう、給食センターから各校へ対応マニュアルを送るとか、チェックが徹底できるようにしてほしい。
- (委員) なんでもマニュアルがあれば良いというわけではない。
調布の事故の場合は、保護者、調理員、担任と3つの人的ミスが重なって起きている。マニュアルがあっても変なものだと、余計に悪い結果が想定される。
各校バラバラにやっても仕方ないので、きちんと府中市教育委員会としてのマニュアルを作成しないといけない。調布

市は事故をうけ、教育委員会が積極的に動いてマニュアルを整備したようだ。

(委員) 大手の食品工場を見ても、アレルギーの完全除去は難しいと感じている。計量台を共有しただけでもダメだと聞いたことがあるが、そのへんの配慮はあるか。

(事務局) 新施設は、アレルギーに関する調理室は完全別室でフロアも異なるため、心配ないと考えている。

(委員) 今回、たまたまアレルギーを持つ児童生徒の保護者がこの審議会のメンバーの中にいたので、詳しい話を聞くことができたが、もしいかなかったらどうなっていたか。本来ならば、きちんと該当の保護者をこの場に呼ぶべきではないだろうか。

(委員) 私の意見はあくまで一個人の意見で、我が家より苦労してアレルギー対応している家庭がたくさんあると思う。もしこの場に呼べないとしても、アンケート調査をするなどして、生の声を聴いていただく必要があるのではないか。

細案を配付している家庭からヒアリングできれば、いろいろな意見が出てくると思う。府中市の実情を把握してほしい。

(委員) 保護者は、府中市は卵しか対応してくれないから、と諦めてしまっていると思う。どうあるべきか、よく考えてほしい。

(委員) たくさんの子が給食を食べられるように、検討していただきたい。

(委員) 事務局には、今回出た様々な意見を考慮してもう一度検討していただき、2回目の審議会に諮ってもらいたい。

議題2「府中市学校給食申込制度（案）について」

資料2に基づき事務局より説明。

【質疑応答】

(委員) 全国でどのくらいの自治体が申込制を導入しているのか。給食費が無料の自治体もあると聞いたが、そのあたりまで調べて言っているのか。

(事務局) 府中市を除く多摩25市の中で、11市が実施している。無料という自治体は、聞いたことがなかった。

(委員) 説明の中で、口座の資金不足で引落ができないという話があったが、貧困世帯ということか。

(事務局) 低所得世帯は、生活保護や就学援助という制度の認定を受けると、給食費が免除になる。生活が苦しくて支払えないという相談があれば、随時これら制度の案内をしているが、ほとんどそういった相談もないので、推測ではあるが、払えるのに払わない保護者が多いのではないかと考えている。

(委員) 全体で未納者が300人超という話だったが、各校に10人ずつくらいいるということか。

- (事務局) 少ない学校で3人、多い学校で18人です。
- (委員) 申込制を実施している他市は、申込制にした効果があったと言っているのか。
- (事務局) 調査をしたところ、効果があったと回答した自治体が多かった。
- (委員) もし申込書を提出しなかったら、どうなるのか。
- (事務局) 提出率が100%になるように、保護者に呼びかけていく。
- (委員) もし給食費を滞納した場合どうするのか、申込書の書面上に記載する予定か。
- (事務局) 法的措置について、記載する予定。
- (委員) 朝晩食べられず、給食が1日の中で唯一の食事になっている子が実際にいると聞いている。もし、申込書を提出しなかったり、未納があったからといって、給食を食べさせなくするのであれば、子どもがかわいそうだ。子どもは悪くない。
子どもみんなに食べさせる趣旨で給食をやっているならば、払わない家庭の子にも食べさせたらよいではないか。
- (委員) 申込書は、食べるか食べないかの2択か。
- (事務局) そのとおり。
- (委員) 誰が申し込んだか、現場の先生たちにわかる仕組みになっているのか。
- (事務局) 細かい部分はこれから調整していくが、現場に混乱が起きないようにする。
- (委員) 未納対策がメインなのか。そうであれば、子ども手当から天引きするなど、ほかのやり方もあると思うが、検討する予定はないか。
- (事務局) 今は、申込制により未納対策を実施しようという考え。
- (委員) 保護者の意識改革という意味での申込制なら良いと思う。ただし、子どもたちへの給食の提供は別の問題として考えてほしい。子どもたちにとって、楽しい給食であってほしい。

(8) その他

- (委員) 新センターに移行するまでの間も、アレルギー対策はしっかり行ってほしい。また、国の対応指針を全委員に送付してほしい。

次回の運営審議会は平成27年10月5日(月)午後3時より開催。

(以上)